

おかやましがいこくじんしみんかいぎ
岡山市外国人市民会議

だい き
(第 6 期)

てい
提

げん
言

しょ
書

Okayama Foreign Residents Council (The 6th Term)

Proposals

岡山市外国人市民会议(第6期)

建议书

오카야마시 외국인 시민회의(제6기)

제언서

Hội nghị công dân nước ngoài tại thành phố Okayama (Kỳ thứ 6)

Bản đề xuất

ねん がつ
2022年1月

目次

1	<small>ていげん しゅし</small> 提言の趣旨	1 ページ
2	<small>おかやましがいこくじんしみんかいぎいん</small> 岡山市外国人市民会議委員	2 ページ
3	<small>おかやまし ていげん</small> 岡山市への提言	3 ページ
4	<small>おかやましがいこくじんしみんかいぎ しんぎ</small> 岡山市外国人市民会議における審議	
(1)	<small>がいこくじんしみん たい じょうほうていきょう じゅうじつ</small> 外国人市民に対する情報提供の充実と <small>じょうほうはっしん すいしん</small> 情報発信の推進	8 ページ
(2)	<small>がいこくじんしみんむ にほんご まな きかい じゅうじつ</small> 外国人市民向けの日本語を学ぶ機会の充実	9 ページ
5	<small>しりょう</small> 資料	
(1)	<small>かいぎ にってい</small> 会議の日程	10 ページ
(2)	<small>おかやまし がいこくじんしみん かず</small> 岡山市における外国人市民の数	11 ページ
(3)	<small>おかやましがいこくじんしみんかいぎせっちじょうれい</small> 岡山市外国人市民会議設置条例	12 ページ

1 提言の趣旨

おかやまし がいこくじん し じんかいぎ
岡山市外国人市民会議は、2005年2月に発足し、地域社会の構成員
である外国人市民にとって、暮らしやすく活動しやすいまちづくりを推
しん
進するため、外国人市民を代表する立場から意見を交わしてまいりまし
た。

きめ むか おかやましがいこくじんし じんかいぎ
6期目を迎えた岡山市外国人市民会議は2020年1月から2022
ねん がつ
年1月までの2年間、新型コロナウイルス感染症の渦中での開催となり
ました。

このような状況の中で着目したのが、提供される新型コロナ
ワクチン接種に関する情報などの多くの行政情報が、外国人市民にき
ちんと届いているのか、日本語が十分理解できない外国人市民にも正し
く伝わっているか、ということです。

そこで、今期は外国人市民が情報を受け取りやすくするための効果的
な方法や、日本語を学びやすくするための工夫について議論を深め、こ
のたび、「外国人市民に対する情報提供の充実と情報発信の推進」と
「外国人市民向けの日本語を学ぶ機会の充実」の2つを提言としてまと
めました。

これらの提言が、外国人市民が地域の一員として、安全かつ安心して暮
らし続けられる多文化共生社会を実現するための一助となれば幸いです。

ねん がつ
2022年1月

2 岡山県外国人市民会議委員

委員長 CLEMINSON TIMOTHY JOHN (英国)

副委員長 尹 甲辰 (大韓民国)

委員 DANTE LAURENCE NELSON (アメリカ合衆国)

委員 陳 惠貞 (台湾)

委員 姜 波 (中華人民共和国)

委員 張 莉 (中華人民共和国)

委員 THOMAS GAVIN RICHARD (ニュージーランド)

委員 ACHARYA PREM PRASAD (ネパール連邦民主共和国)

委員 MABIRE LA CAILLE GAUTIER

RICHARD LUDOVIC (フランス共和国)

委員 DANG CHI ANH (ベトナム社会主義共和国)

※ 委員の記載は、国籍・地域の50音順により、同一国籍・地域の場合は、氏名

の50音順による。

3 おかやまし ていげん 岡山市への提言

(1) 外国人市民に対する情報提供の充実と情報発信の推進

外国人市民が情報を受け取りやすいよう、市役所や学校からの情報については、重要な部分が分かるように工夫をするとともに、多言語や、やさしい日本語で情報提供する。

また、外国人市民が地域で暮らすために必要な生活上のルールについて、講座や多言語動画などにより、分かりやすく情報提供する。

情報発信に関しては、市ホームページのほかに外国人総合相談窓口などの行政窓口や関係団体を通じて行うなど効果的な手段で発信し、外国人市民に必要な情報が届くようにする。

(2) 外国人市民向けの日本語を学ぶ機会の充実

日本語教室の時間帯や場所などの選択肢を増やし、働いている人など、より多くの外国人市民が日本語を学べるようにするとともに、様々な機会をとらえ、日本語教室があることを分かりやすく知らせる工夫をする。

また、日本語を学ぶ手段の一つとして、オンラインでレベルに合わせて学べる日本語教材があることを広く周知し、多様な世代の外国人市民に活用を進める。

Proposals to Okayama City

(1) Promote transmission of information to foreign residents and enhancing its quality and quantity

Promote the transmission of information from Okayama City Hall and schools in multiple languages including easy Japanese. Design materials well to highlight important information so foreign residents can understand that information easily.

Also, provide information about guidelines for foreign resident's daily life in the region, using easy-to-understand formats, such as multilingual videos or lectures.

Provide essential information to foreign residents by creating efficient information-sharing practices such as disseminating information not only from the Okayama City website but also from the General Consultation Counter for Foreign Residents and other affiliated organizations.

(2) Increase options to learn Japanese language for foreign residents

Improve access by diversifying location and time schedule of local Japanese lessons so that more foreign residents can participate, including those who are working. Find more ways to advertise local lessons in an easy-to-understand format.

Additionally, promote online Japanese learning materials widely, and recommend to foreign residents of all generations and all language levels to utilize these convenient materials.

致冈山市的建议

(1) 充实并推进发布面向外国人市民的信息

为使外国人市民更容易获取信息，在将市政府、学校所发布的信息其重要部分更通俗易懂化之同时，也提供多种语言版以及简明日语版的信息。

另外，关于外国人市民在地区生活中的必要规则，通过讲座及多种语言的视频等容易理解的形式提供讲解。

关于信息的发布，除市政府官网之外，也通过外国人综合咨询窗口等行政窗口及相关团体进行发布。通过这些行之有效的方法让外国人市民接收到必要的信息。

(2) 增加外国人市民学习日语的机会

增加日语教室的授课时段及场所等，为学习者提供更多的选择，使在职人员等众多外国人市民都能够学习日语。同时，也抓住各种机会做好对日语教室的宣传。

此外，广泛周知线上也有可根据自己的日语水平进行学习的日语教材，推动各年龄层的外国人市民将其作为学习日语的方法之一灵活运用。

오카야마시의 제안

(1) 외국인 시민에 대한 충실한 정보 제공과 전달 수단의 확충

외국인 시민이 정보를 쉽게 제공 받을 수 있도록, 시청이나 학교로부터의 정보에 대해서는 중요한 내용을 잘 이해할 수 있게 전달 방법을 연구하는 동시에 다언어나 쉬운 일본어로 정보를 제공한다.

또, 외국인 시민이 지역 속에서 함께 살아 가기 위해 필요한 생활상의 규칙에 대해 강좌나 다언어 동영상 등을 통해 알기 쉽게 정보를 제공한다.

정보 전달 수단에 관해서는 시 홈페이지 외에 외국인 종합 상담창구 등의 행정 창구나 관계 기관을 통해 실시하는 등 효과적인 수단으로 제공하여 외국인 시민들에게 필요한 정보가 잘 전달되도록 한다.

(2) 외국인 시민을 위한 일본어 학습 기회의 확충

일본어 교실의 시간대나 장소 등의 선택지를 늘려 취업중인 사람 등, 보다 많은 외국인 시민들이 일본어를 배울 수 있도록 하는 동시에, 다양한 기회를 통해 일본어 교실의 운영 상황을 알기 쉽게 전달하도록 노력한다.

또, 일본어 학습 수단의 하나로써 온라인으로 레벨에 맞춰 공부할 수 있는 일본어 교재를 널리 알려 다양한 세대의 외국인 시민들에게 활용을 추천한다.

Đề xuất gửi đến Ủy ban thành phố Okayama

(1) Thúc đẩy việc truyền đạt, cung cấp đầy đủ thông tin đối với công dân nước ngoài sống tại thành phố.

Để công dân nước ngoài sống tại thành phố có thể dễ dàng tiếp nhận, thu thập các thông tin, về phía trường học cũng như Ủy ban thành phố cần thực hiện kỹ năng như nhấn mạnh phần quan trọng một cách dễ hiểu, cung cấp thông tin bằng tiếng Nhật đơn giản và các ngôn ngữ khác.

Ngoài ra, về những luật lệ cần tuân thủ trong cuộc sống đối với công dân nước ngoài sinh sống tại địa phương, cần cung cấp thông tin dễ hiểu thông qua các khoá học hay video đa ngôn ngữ v.v..

Liên quan đến việc truyền đạt thông tin, các thông tin cần thiết sẽ được tiến hành chuyển tải bằng cách thức hiệu quả và gửi đến công dân nước ngoài sống tại thành phố thông qua trang chủ của Ủy ban thành phố, cửa hành chính (như Quay tư vấn tổng hợp dành cho người nước ngoài), hay các đoàn thể liên quan.

(2) Tăng cường cơ hội học tiếng Nhật dành cho công dân nước ngoài sống tại thành phố

Tăng thêm nhiều phương án lựa chọn địa điểm, khung giờ của các lớp tiếng Nhật giúp cho nhiều công dân nước ngoài như những người đi làm cũng có thể tham gia học tiếng Nhật, song song đó cần thực hiện các cách thức thông báo dễ hiểu, tạo nhiều điều kiện quảng bá về lớp học tiếng Nhật.

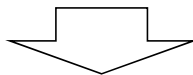
Ngoài ra, như một cách thức trong việc học tiếng Nhật bằng cách thông báo trực tuyến rộng rãi về việc có thể học theo giáo trình tiếng Nhật phù hợp với từng trình độ của học viên, nhằm đa dạng hóa các thể hệ người nước ngoài sống tại thành phố trong việc học tiếng Nhật.

4 岡山市外国人市民会議における審議

(1) 外国人市民に対する情報提供の充実と情報発信の推進

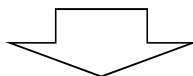
【現状・取組など】

市ホームページは14言語の自動翻訳に対応、また、トップページには「外国人市民の方へ」とバナーを作成し、外国人市民に知ってほしい情報をまとめたページに誘導するよう工夫をしている。
くらしの便利帳の多言語化や、転入手続きの際に生活のルールや行政情報をまとめたものを渡すなど、外国人市民に情報を届けている。
国際交流の情報や、外国人市民に知ってもらいたい情報をFacebookや市ホームページで発信することで、より多くの外国人市民に情報が届くよう努めている。
日本人の市民や市職員向けに「やさしい日本語」講座を開催し、やさしい日本語の普及に努めている。



【主な意見】

行政が発信する情報は量が多くて分かりにくい。情報量を減らし、何が重要なのか分かるようにしてほしい。
日本語の二重否定を自動翻訳すると非常に分かりにくい文章になる。箇条書きなど日本語の文章を短くすると分かりやすい。
自動翻訳よりも、やさしい日本語で伝えた方が分かりやすいし、誤解を生まない。また、ルビがついていると分かりやすかった。
生活上のルールを紹介するビデオを作って、市ホームページに掲載し、多言語で発信すればいい。
新型コロナウイルスに関する情報がどこを見ればいいのか分からない。ホームページに掲載していても見ないので分からない。



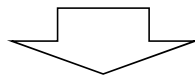
【意見のまとめ】

外国人市民が情報を受け取りやすいよう、市役所や学校からの情報については、重要な部分が分かるように工夫するとともに、多言語や、やさしい日本語で情報提供する。
外国人市民が地域で暮らすために必要な生活上のルールについて、講座や多言語動画などにより、分かりやすく情報提供する。
情報発信に関しては、市ホームページのほか外国人総合相談窓口などの行政窓口や関係団体を通じて行うなど効果的な手段で発信し、外国人市民に必要な情報が届くようにする。

(2) 外国人市民向けの日本語を学ぶ機会の充実

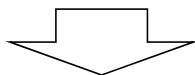
【現状・取組など】

外国人市民を対象に市内では友好交流サロンや、京山公民館、岡輝公民館などで日本語教室を開講している。
新型コロナウイルスの影響も考えられるが、参加者は教室の定員には達していない。
文化庁などが作成したオンラインで学べる日本語教材があることについて情報を提供している。



【主な意見】

日本に来たばかりの外国人市民の中には言葉の部分で困っている人がいる。
日本語教室があることを知らない外国人市民がいるので、転入手続きの際などに積極的に多くの人に広めてほしい。
たくさんの方が日本語教育を受けられるように、時間帯など多くの選択肢を提供すべきではないか。働いている人は平日の日本語教室は負担になる。土曜日、日曜日にもあればいい。
オンラインで学べる日本語教材があることを知らなかった。多くの外国人に知らせた方がいい。



【意見のまとめ】

日本語教室の時間帯や場所などの選択肢を増やし、働いている人など、より多くの外国人市民が日本語を学べるようにする。
様々な機会をとらえ、日本語教室があることを分かりやすく知らせる工夫をする。
日本語を学ぶ手段の一つとして、オンラインでレベルに合わせて学べる日本語教材があることを広く周知し、多様な世代の外国人市民に活用を進める。

しりょう
5 資料

かいぎ について
(1) 会議の日程

ねん 2020年 がつ にち すい 1月29日 (水)	だい かいかいぎ 第1回 会議	いいん いしよく 委員の委嘱 せい ふくいんちよう せんしゅつ 正・副委員長の選出 がいこくじんしみん げんじょう いけんこうかん 外国人市民の現状について意見交換
がつ にち すい 5月20日 (水)	だい かいかいぎ 第2回 会議	しんがた ころな ういる す かん 新型コロナウイルスに関して がいこくじんりゅうがくせい じょうきょう ・外国人留学生の状況 はたら がいこくじん じょうきょう ・働いている外国人の状況 ちいき す がいこくじん こま ・地域に住む外国人が困っていること いけんはっぴょう しつぎおうとう について意見発表と質疑応答
がつ にち げつ 10月12日 (月)	だい かいかいぎ 第3回 会議	にほんごきょういく かん 日本語教育に関して がいこくじん ようじ じどう せいと たい にほんごきょういく ・外国人の幼児、児童、生徒に対する日本語教育 がいこくじんりゅうがくせい たい にほんごきょういく ・外国人留学生に対する日本語教育 はたら がいこくじん たい にほんごきょういく ・働いている外国人に対する日本語教育 ちいき にほんごきょういく ・地域における日本語教育 いけんはっぴょう しつぎおうとう について意見発表と質疑応答
ねん 2021年 がつ にち か 3月16日 (火)	だい かいかいぎ 第4回 会議	がいこくじんこみゆ にてい なか じょうほうきょうゆう 外国人コミュニティの中での情報共有 がいこくじんしみん じょうほう あくせす 外国人市民の情報へのアクセス いけんはっぴょう しつぎおうとう について意見発表と質疑応答
がつ にち げつ 8月30日 (月)	だい かいかいぎ 第5回 会議	がいこくじんしみん たげんごどうがせいさく 外国人市民のための多言語動画制作 しんがた ころな わくちん 新型コロナワクチン いけんはっぴょう しつぎおうとう について意見発表と質疑応答
ねん 2022年 がつ にち きん 1月14日 (金)	だい かいかいぎ 第6回 会議	がいこくじんしみんかいぎだい き いけん 外国人市民会議第6期での意見のとりまとめ いけんはっぴょう しつぎおうとう について意見発表と質疑応答
がつ にち きん 1月28日 (金)		ていげんしょ ていしゅつ 提言書の提出

(2) 岡山市における外国人市民の数

国籍・地域	人数
中国	3,668
ベトナム	3,615
韓国	2,143
フィリピン	683
ブラジル	409
インドネシア	370
ネパール	246
ミャンマー	197
朝鮮	175
米国	159
タイ	146
カンボジア	120
台湾	90
パキスタン	83
スリランカ	81
バングラデシュ	80
インド	56
英国	55
ペルー	42
マレーシア	39
カナダ	37
オーストラリア	31
フランス	22
トルコ	22

国籍・地域	人数
モンゴル	21
ロシア	21
エジプト	21
イタリア	18
アフガニスタン	17
ニュージーランド	14
ガーナ	12
ナイジェリア	11
ボリビア	10
ラオス	8
ルーマニア	7
ウクライナ	7
ドイツ	6
イラン	6
ヨルダン	6
ケニア	6
メキシコ	6
ジャマイカ	5
シリア	5
チュニジア	5
南アフリカ共和国	5
無国籍	5
その他(55カ国)	93

総 合 計 (100カ国)	12,884
---------------	--------

2021年12月末現在 住民基本台帳（単位：人）
 人数が同じ場合は、国籍・地域の50音順による。

その他(55カ国)の国籍・地域				
アイスランド	ガボン	ジンバブエ	ニカラグア	ポーランド
アイルランド	カメルーン	スイス	パラグアイ	マダガスカル
アルゼンチン	ギリシャ	スウェーデン	パレスチナ	マラウイ
アルバニア	キルギス	スペイン	ハンガリー	マリ
イエメン	コートジボワール	スロバキア	フィジー	マルタ
イラク	コスタリカ	セネガル	フィンランド	南スーダン共和国
ウガンダ	コロンビア	セルビア	ブルガリア	モーリタニア
ウズベキスタン	コンゴ民主共和国	タンザニア	ブルネイ	モルドバ
エチオピア	サウジアラビア	チリ	ベナン	モロッコ
オーストラリア	ジブチ	ドミニカ	ベネズエラ	リトアニア
オランダ	シンガポール	トリニダード・トバゴ	ベルギー	リベリア

(3) 岡山市外国人市民会議設置 条例

へいせい ねん がつ にち
平成23年3月16日

しじょうれいだい ごう
市条例第13号

かいせい へいせい ねん がつ にちしじょうれいだい ごう
改正 平成24年3月26日市条例第15号

せつち
(設置)

だい じょう ち いきしゃかい こうせいいん がいこくじん し じん せいかつじょう しょもんだいおよ
第1条 地域社会の構成員である外国人市民の生活上の諸問題及び
たぶん かきょうせいしゃかい じつげん かん ひつようじこう ちようさしんぎ
多文化共生社会の実現に関する必要事項について調査審議するため、
ちほうじ ちほう しょうわ ねんほうりつだい ごう だい じょう だい こう きてい
地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に
もと おかやましがいこくじんしみんかいぎ い か し しみんかいぎ せつち
基づき、岡山市外国人市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

しよしょうじむ
(所掌事務)

だい じょう し しみんかいぎ つぎ かか じむ しよしょう
第2条 市民会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- がいこくじん し じん し さく かん
(1) 外国人市民施策に関すること。
- がいこくじん し じん じんけん かん
(2) 外国人市民の人権に関すること。
- がいこくじん し じん し えん かん
(3) 外国人市民への支援に関すること。
- た し ちよう ひつよう みと じこう
(4) その他市長が必要と認める事項

そしき
(組織)

だい じょう し しみんかいぎ いいん にんい ない そしき
第3条 市民会議は、委員10人以内で組織する。

いいん
(委員)

だい じょう いいん つぎ かくごう がいどう もの し ちよう
第4条 委員は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから市長が
いしよく
委嘱する。

- がいこくじん し じん せいかつじょう しょもんだいとう かん ちしき けいけんまた がくしきけいけん
(1) 外国人市民の生活上の諸問題等に関し知識、経験又は学識経験を
ゆう もの
有する者
- ねんれいまん さいいじょう もの
(2) 年齢満20歳以上である者
- ほん し く いきない じゅうみん きほんだいちようほう しょうわ ねんほうりつだい ごう
(3) 本市の区域内において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）
だい じょう きてい きろく もの にほん こくせき ゆう もの
第5条の規定により記録されている者のうち日本の国籍を有しない者
であって、記録された期間が継続して1年以上あるもの
- にほん ごかいわのうりよく ゆう もの
(4) 日本語会話能力を有する者
- しせい かんしん ちいきまた た がいこくじん こうりゆう さか
(5) 市政に関心があり、地域又は他の外国人との交流が盛んで、まちづく
りについてのせつきよくせい ゆう もの
積極性を有する者

ぜんこう きてい しちよう ぜんこうかくごう じゅん みと もの
2 前項の規定にかかわらず、市長は、前項各号に準ずると認める者を
いいん いしよく
委員に委嘱することができる。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 市民会議に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、市民会議を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第6条 市民会議の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 市民会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 市民会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じ、関係者に対し資料を提出させ、又は会議に関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴くことができる。

(委員の責務)

第7条 委員は、自らの国籍の属する国の代表としてではなく、本市のすべての外国人市民の代表として、職務を遂行しなければならない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、委員長が市民会議に諮って定め、その他必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年市条例第15号)

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

2 本市の区域内において住民基本台帳法第5条の規定により記録されている者であって、記録された期間及び廃止前の外国人登録法(昭和27年法律第125号)第4条の規定により登録を受けた期間が継続し、かつ、これらの期間の合計が1年以上ある者は、第4条第1項第3号に規定する要件を満たすものとみなす。

へんしゅう おかやましがいこくじんしみんかいぎ
編集 岡山市外国人市民会議
はつこう おかやまししみんきょうどうきょくしみんきょうどうぶこくさいか
発行 岡山市市民協働局市民協働部国際課

〒700-8544 おかやましきたくだいくいっちょうめ ばんごう
岡山市北区大供一丁目1番1号

でんわ
電話 086-803-1112

FAX 086-225-5408

<https://www.city.okayama.jp/0000012949.html>



こくさいか
国際課HP